



草加市監査委員告示第5号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月25日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

令和7年度財政援助団体等監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した財政援助団体等監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査対象団体等

対象団体：草加市土地開発公社

所 管：総合政策部 資産活用課

3 監査対象事務

令和5年度から令和6年度における事業全般に係る出納その他の事務

4 監査期間

令和7年4月11日（金）から8月18日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の実施手続

草加市監査事務処理要領第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施し、必要と認める場合は、その他の監査手続により実施しました。

6 監査の着眼点

財政援助団体等監査の着眼点のとおりに実施しました。

7 監査結果

(1) はじめに

草加市土地開発公社は、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和48年9月に設立されました。

主な事業内容は、1点目として、土地の取得、造成その他の管理及び処分、2点目として、住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業、3点目として、上記の業務に附帯する業務としており、本市の長期的な都市計画等に基づき、土地の先行取得を行うなど、公共事業の円滑な実施に大きく貢献しています。

現在の役員は9名で構成され、そのうち3名は外部有識者が務めており、農業委員会会長と商工会議所会頭が理事を、税理士会川口支部の会員が監事を担当しています。事務局は総合政策部資産活用課の職員7名が併任しています。

今回の財政援助団体等監査は、令和7年度草加市監査計画に基づき、草加市土地開発公社の事業全般について、適正かつ効果的に執行され、その目的を達成しているか、会計経理は適正に執行されているか、また、所管における指導監督が適切に行われているかについても留意の上、監査を実施しました。

(2) 監査結果

令和5年度から令和6年度における事業全般に係る出納その他の事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

8 意見

草加市土地開発公社は、そのメリットを活かし、本市の公共事業に必要な土地を先行取得することで、市民サービスの早期提供に貢献しています。

令和5年度には新消防庁舎建設に係る土地を売却し、令和6年度には令和元年度から着手していた都市公園整備事業に必要な土地の取得が完了するなど、公社としての機能を十分に発揮しています。

一方で、総務省の「令和5年度土地開発公社事業実績調査結果概要」によると、年度別土地取得総額及び総面積は、平成3年度をピークに減少傾向が続き、公社数も解散等により年々減少しています。この状況は、公社を取り巻く環境の変化を示しており、その役割や運営体制について、より一層の効率化と見直しが求められていると考えられます。

今回の監査では、著しく不適切な事例はなかったものの、規程間の不整合や実態と乖離があるもの、契約手続における記載事項の誤り、送付文書について見直しを要する点が確認されましたので、市民への説明責任が果たせるよう、適正かつ正確な事務処理を行ってください。なお、提出された書類は、土地の種類別、用途別に整理され、さらにフォルダー内も時系列にまとめられており、非常に分かりやすいものとなっていましたので、引き続き効率的かつ利用しやすい書類の管理方法を継続し、業務の円滑な遂行に寄与されることを望みます。

公社のメリットは、議会の議決を経ずに土地を購入できる機動性にある一方で、市の事業計画の変更や取り止めにより、先行取得した土地が活用できなくなるリスクも潜在しています。

今後も、限られた財源の中で、関係部局と綿密に協議を重ね、効率的かつ効果的な事業運営と透明性の確保に努められることを期待します。